議案第４８号

南房総市税条例の一部を改正する条例の制定について

南房総市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年８月２８日提出

南房総市長　　渡　辺　　秀　和

南房総市税条例の一部を改正する条例

南房総市税条例（平成１８年南房総市条例第５４号）の一部を次のように改正する。

第３４条の７第２項中「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

第３６条の２第１項ただし書中「及び第３６条の３の３第１項」を「並びに第３６条の３の３第１項及び第２項第４号」に改める。

第３６条の３の２第１項第２号中「除き、」を「除く。次条第１項第２号において同じ。）（」に改め、「。次条第１項において同じ」を削り、同条第５項中「次条第４項」を「次条第５項」に改める。

第３６条の３の３第１項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第２０３条の６第１項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第２３条第１項第１号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第３号において同じ。）（退職手当等（第５３条の２に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養

親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者

⑶　法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第２３条第１項第１号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第４８条の９の７の３に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者

第３６条の３の３第５項中「第３項」を「第４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「第４８条の９の７の３」を「第４８条の９の８」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書に」を「同条第１項の規定による申告書に」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を提出する」を「同条第１項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

⑴　公的年金等支払者の名称

⑵　公的年金等受給者が、法第３１４条の２第１項第６号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

⑶　特定配偶者の氏名

⑷　扶養親族又は特定親族の氏名

⑸　その他施行規則で定める事項

第６３条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては２０万円」を削り、「１５０万円」を「１８０万円」に改める。

附則第６条中「から令和９年度まで」を「以後」に改める。

附則第７条の３第１項中「令和２０年度」を「令和２５年度」に、「令和７年」を「令和１２年」に改める。

附則第７条の４中「又は附則第２０条第１項」を「、附則第１９条の３第１項又は附則第２０条第１項」に、「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

附則第９条の２中「附則第７条の２第４項」の次に「（法附則第７条の３第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第１７条の２第２項中「附則第３４条の２第５項」を「附則第３４条の２第６項」に、「附則第３４条の２第１０項」を「附則第３４条の２第１２項」に改め、同条に次の１項を加える。

４　第１項（第２項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第３１条の２第２項第１３号から第１５号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第１項又は第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第１９条の２の次に次の１条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第１９条の３　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第３８条の２第１項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第３３条第１項及び第２項並びに第３４条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第１８条の６の４で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第３４条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の１００分の３に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第３４条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第３４条の６から第３４条の８まで、第３４条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項の規定の適用については、第３４条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項前段、第３４条の８、第３４条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第３５条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第５条の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和９年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第６３条の改正規定及び附則第３条の規定　令和９年４月１日

(2) 第３４条の７第２項の改正規定並びに附則第７条の４の改正規定（「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める部分に限る。）、附則第９条の２の改正規定及び附則第１７条の２の改正規定並びに次条第４項の規定　令和１０年１月１日

(3) 附則第７条の４の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第１９条の２の次に１条を加える改正規定並びに次条第３項及び第５項の規定　金融商品取引法

及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第６４号）の施行の日の属する年の翌々年の１月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の南房総市税条例（以下「新条例」という。）第３６条の３の３第１項及び第２項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の南房総市税条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

２　新条例附則第７条の３第１項及び第２項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和８年１月１日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第１２号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第７条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第１６項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第１６項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第１７項に規定する特例既存住宅及び同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第１７項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第６項に規定する認定住宅等（同条第１８項の規定により同条第６項に規定する認定住宅等とみなされる同条第１８項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第７条の規定による改正前の租税特別措置法第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第２０項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第２０項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第１０項に規定する認定住宅等（同条第２１項の規定により同条第１０項に規定する認定住宅等とみなされる同条第２１項に規定する特例認定

住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

３　前条第３号に掲げる規定による改正後の南房総市税条例附則第７条の４の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第５項において「３号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、３号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

４　前条第２号に掲げる規定による改正後の南房総市税条例附則第１７条の２第４項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第１項の土地等の譲渡について適用する。

５　前条第３号に掲げる規定による改正後の南房総市税条例附則第１９条の３の規定は、３号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　附則第１条第１号に掲げる規定による改正後の南房総市税条例第６３条の規定は、令和９年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和８年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第４８号　　南房総市税条例の一部を改正する条例

新旧対照表　　（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
第１条～第３４条の６　　（略）	第１条～第３４条の６　　（略）
（寄附金税額控除） 第３４条の７　　（略） ２　前項の特例控除額は、法第３１４条の７第１１項（法附則第５条の６第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。	（寄附金税額控除） 第３４条の７　　（略） ２　前項の特例控除額は、法第３１４条の７第１１項（法附則第５条の６第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。
第３４条の８～第３６条　　（略）	第３４条の８～第３６条　　（略）
（市民税の申告） 第３６条の２　第２３条第１項第１号に掲げる者は、３月１５日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号並びに第３６条の３の３第１項及び第２項第４号において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定す	（市民税の申告） 第３６条の２　第２３条第１項第１号に掲げる者は、３月１５日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控

改　正　案	現　　行
る純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第３４条の７の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第２４条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。	除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第３４条の７の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第２４条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。
２～９　　（略）	２～９　　（略）
第３６条の３　　（略）	第３６条の３　　（略）
（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）	（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）
第３６条の３の２　所得税法第１９４条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	第３６条の３の２　所得税法第１９４条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
(1)　　（略）	(1)　　（略）
(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が１，０００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第３１３条第３項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第４項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第１項第２号において同じ。）（合計所得金額が１３３万円以下であるものに限る。）の氏名	(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が１，０００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第３１３条第３項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第４項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が１３３万円以下であるものに限る。次条第１項において同じ。）の氏名
(3)、(4)　　（略）	(3)、(4)　　（略）
２～４　　（略）	２～４　　（略）
５　給与所得者は、第１項及び第３項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第４８条の９の７の２において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代	５　給与所得者は、第１項及び第３項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第４８条の９の７の２において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代

改　正　案	現　　行
えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第５項及び第５３条の９第３項において同じ。）により提供することができる。	えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第４項及び第５３条の９第３項において同じ。）により提供することができる。
６　　（略）	６　　（略）
（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）	（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）
第３６条の３の３　次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第２０３条の６第１項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	第３６条の３の３　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第５３条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
⑴　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者	⑴　当該公的年金等支払者の名称
⑵　法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第２３条第１項第１号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第３号において同じ。）（退職手当等（第５３条の２に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者	⑵　特定配偶者の氏名
⑶　法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものに限	⑶　扶養親族又は特定親族の氏名
	⑷　その他施行規則で定める事項

改　正　案	現　行
る。）の支払を受ける第２３条第１項第１号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第４８条の９の７の３に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者	
２　前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。	
⑴　公的年金等支払者の名称	
⑵　公的年金等受給者が、法第３１４条の２第１項第６号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨	
⑶　特定配偶者の氏名	
⑷　扶養親族又は特定親族の氏名	
⑸　その他施行規則で定める事項	
３　第１項又は法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第１項又は同条第１項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第２０３条の６第２項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第１項又は法第３１７条の３の３第１項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第１項又は同条第１項の規定による申告書を提出することができる。	２　前項又は法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第２０３条の６第２項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第３１７条の３の３第１項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を提出することができる。
４　　（略）	３　　（略）
５　公的年金等受給者は、第１項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が令第４８条の９の８において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代え	４　公的年金等受給者は、第１項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が令第４８条の９の７の３において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に

改　正　案	現　行
て、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。	代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
６　前項の規定の適用がある場合における第４項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。	５　前項の規定の適用がある場合における第３項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。
第３６条の４～第６２条　　（略）	第３６条の４～第６２条　　（略）
（固定資産税の免税点） 第６３条　同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては３０万円、償却資産にあっては１８０万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。	（固定資産税の免税点） 第６３条　同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては３０万円、家屋にあっては２０万円、償却資産にあっては１５０万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。
第６３条の２～第１５１条　　（略）	第６３条の２～第１５１条　　（略）
附　則 第１条～第５条の２　　（略）	附　則 第１条～第５条の２　　（略）
（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第６条　平成３０年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第４条の５第３項の規定に該当する場合における第３４条の２の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第４条の５第３項の規定により読み替えて適用される法第３１４条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。	（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第６条　平成３０年度から令和９年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第４条の５第３項の規定に該当する場合における第３４条の２の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第４条の５第３項の規定により読み替えて適用される法第３１４条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。
第７条、第７条の２　　（略）	第７条、第７条の２　　（略）
（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除） 第７条の３　平成２２年度から令和２５年度までの	（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除） 第７条の３　平成２２年度から令和２０年度までの

改　正　案	現　　行
各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第４１条又は第４１条の２の２の規定の適用を受けた場合（同法第４１条第１項に規定する居住年が平成２１年から令和１２年までの各年である場合に限る。）には、法附則第５条の４第５項（同条第７項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第３４条の３及び第３４条の６の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第４１条又は第４１条の２の２の規定の適用を受けた場合（同法第４１条第１項に規定する居住年が平成２１年から令和７年までの各年である場合に限る。）には、法附則第５条の４第５項（同条第７項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第３４条の３及び第３４条の６の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
２　（略）	２　（略）
（寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第７条の４　第３４条の７の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第３１４条の７第１１項第２号若しくは第３号に掲げる場合に該当する場合又は第３４条の３第２項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第１６条の３第１項、附則第１６条の４第１項、附則第１７条第１項、附則第１８条第１項、附則第１９条第１項、附則第１９条の２第１項、附則第１９条の３第１項又は附則第２０条第１項の規定の適用を受けるときは、第３４条の７第２項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第５条の５第２項（法附則第５条の６第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。	（寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第７条の４　第３４条の７の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第３１４条の７第１１項第２号若しくは第３号に掲げる場合に該当する場合又は第３４条の３第２項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第１６条の３第１項、附則第１６条の４第１項、附則第１７条第１項、附則第１８条第１項、附則第１９条第１項、附則第１９条の２第１項又は附則第２０条第１項の規定の適用を受けるときは、第３４条の７第２項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第５条の５第２項（法附則第５条の６第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。
第７条の５～第９条　（略）	第７条の５～第９条　（略）
第９条の２　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第３項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第７条第１３項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第７条の２第４項（法附則第７条の３第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第３４条の７第	第９条の２　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第３項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第７条第１３項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第７条の２第４項に規定するところにより控除すべき額を、第３４条の７第１項及び第２項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

改　正　案	現　　行
１項及び第２項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。	
第１０条～第１７条　　（略）	第１０条～第１７条　　（略）
（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例） 第１７条の２　　（略） ２　前項の規定は、昭和６３年度から令和１１年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第３４条の２第６項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第３４条の２第１２項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 ３　　（略） ４　第１項（第２項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第３１条の２第２項第１３号から第１５号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第１項又は第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。	（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例） 第１７条の２　　（略） ２　前項の規定は、昭和６３年度から令和１１年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第３４条の２第５項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第３４条の２第１０項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 ３　　（略）

改　正　案	現　　行
第１７条の３～第１９条の２　　(略)	第１７条の３～第１９条の２　　(略)
(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第１９条の３　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第３８条の２第１項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第３３条第１項及び第２項並びに第３４条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第１８条の６の４で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第３４条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の１００分の３に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。 ２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第３４条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。 (2) 第３４条の６から第３４条の８まで、第３４条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項の規定の適用については、第３４条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項前段、第３４条の８、第３４条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第３５条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所	

改　正　案	現　　行
得金額又は附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。 (4) 附則第５条の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。 第２０条～第２５条　　(略)	 <

附　則（抄）

（施行期日）

第１条　この条例は、令和９年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴ 第６３条の改正規定及び附則第３条の規定　令和９年４月１日

⑵ 第３４条の７第２項の改正規定並びに附則第７条の４の改正規定（「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める部分に限る。）、附則第９条の２の改正規定及び附則第１７条の２の改正規定並びに次条第４項の規定　令和１０年１月１日

⑶ 附則第７条の４の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第１９条の２の次に１条を加える改正規定並びに次条第３項及び第５項の規定　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第６４号）の施行の日の属する年の翌々年の１月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の南房総市税条例（以下「新条例」という。）第３６条の３の３第１項及び第２項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の南房総市税条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

２　新条例附則第７条の３第１項及び第２項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和８年１月１日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第１２号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第７条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第１６項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第１６項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第１７項に規定する特例既存住宅及び同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第１７項に規定する特例増改築

等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第６項に規定する認定住宅等（同条第１８項の規定により同条第６項に規定する認定住宅等とみなされる同条第１８項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第７条の規定による改正前の租税特別措置法第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第２０項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第２０項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第１０項に規定する認定住宅等（同条第２１項の規定により同条第１０項に規定する認定住宅等とみなされる同条第２１項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

３　前条第３号に掲げる規定による改正後の南房総市税条例附則第７条の４の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第５項において「３号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、３号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

４　前条第２号に掲げる規定による改正後の南房総市税条例附則第１７条の２第４項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第１項の土地等の譲渡について適用する。

５　前条第３号に掲げる規定による改正後の南房総市税条例附則第１９条の３の規定は、３号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　附則第１条第１号に掲げる規定による改正後の南房総市税条例第６３条の規定は、令和９年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和８年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。